

平成23年生駒市教育委員会第1回定例会会議録

1 日 時 平成23年1月25日(火) 午後3時30分～午後4時30分

2 場 所 生駒市役所401・402会議室

3 審査事項

(1) 生駒市立学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

4 出席委員

委員長 中井 公 人
委員 平 本 重 次

委員(委員長職務代理者) 村 田 浩 子
教育長 早 川 英 雄

5 事務局職員出席者

教育総務部長 大津輪 幹 夫
教育総務課長 峯 島 妙
学校給食センター所長 平 尾 嘉 宏
施設管理課長(中央公民館長兼務) 上 埜 秀 樹
図書会館長 生 田 敏 史
教育総務課課長補佐 吉 岡 秀 高
学校給食センター副所長 平 田 治 樹
図書会館副会館長 向 田 真理子
教育総務課(書記) 楠 下 崇 子

生涯学習部長 長 田 二 郎
教育指導課長 井 上 廣
生涯学習課長 西 野 敦
スポーツ振興課長 中 井 宏
教育指導課課長補佐 伊 東 英 治
生涯学習課課長補佐 今 野 敏 夫
教育総務課庶務係長 松 田 悟

6 傍聴者 1名

午後 3 時 3 0 分 開会

○中井委員長：ただ今から、平成 23 年生駒市教育委員会第 1 回定例会を開催いたします。

~~~~~

○中井委員長：日程第 1、前回会議録の承認を議題といたします。  
会議録につきましては、別紙のとおり調製しておりますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、別紙のとおり調製することに決定いたしました。ご署名をお願いいたします。

《 署名 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 2、本日の定例会の会期及び会議時間の決定を議題といたします。

私から本日の定例会の会期は本日一日とし、会議時間を本日午後 3 時 3 0 分から午後 5 時までとすることを提案いたしますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、第 1 回定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午後 3 時 3 0 分から午後 5 時までとすることに決定いたしました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 3、諸般報告です。  
2 月の行事予定について、教育総務課、峯島課長、お願いします。

《 教育総務課長 報告 》

○中井委員長：生涯学習部について、生涯学習課、西野課長、お願いします。

《 生涯学習課長 報告 》

○中井委員長：ただ今ご報告いただきましたが、補足説明やご質問等ございませんか。

○村田委員：2 月 5 日の地域ぐるみ合同交流発表会について、もう少し説明してください。

○井上課長：生駒市地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会というものがございまして、協議会に所属している各学校や団体が集まり、子どもたちの健全育成に関する様々な活動について合同で報告を行う会となっております。

~~~~~

○中井委員長：ほかにございませんか。それでは、本日の審議に入ります。日程第4、議案第1号、生駒市立学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

学校給食センター、平尾所長から説明を受けます。

○平尾所長：それでは、議案第1号、生駒市立学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則の改正につきまして、ご説明いたします。

今回の改正は、運営協議会を組織する委員に関し、規定している字句につきまして、その趣旨を変えず、解釈上、明確に表記するため整理するとともに、本協議会の会長職に就任いただく委員につきましては、慣例上、従来から学校給食を享受する子ども達の保護者がふさわしいとの考えから、PTA会長又は育友会長の職にある方に就任をお願いしておりました。

しかしながら、年々市民参加の高まりなどから、他の様々な公的な会議の長や委員にあて職として就任されることが多く、多忙を極められ委員就任すら容易とは言えず、また会長職就任後におきましても、本協議会開催のための日程調整も難しい状況にございます。

こうしたことから、本協議会の委員構成につきましては、PTA会長又は育友会長といった限定は行わず、生駒市PTA協議会を代表する者とし、給食センター及びPTA協議会双方が、柔軟に対応できるよう改めるものでございます。

これに加えまして、同様の理由から本協議会の開催回数につきましても、1学期ごとに1回ずつの年間3回を年間2回に改めるものでございます。

開催回数を縮小することにつきましては、年間2回とは明記するものの、協議会の招集権が会長にありますことから、学校給食に係わり重要と認められる懸案が生じた場合におきましては、過去の会議の運用例からも会長に対しまして、臨時的に協議会の招集を働きかけるなど、対応してまいりたいと考えております。

それでは、改正点を順次説明いたします。資料の新旧対照表の右側改正案をご覧ください。

はじめに、第1条であります。生駒市立学校給食センター条例の条項を引用するため、「以下条例という。」といった文言を挿入いたします。

次に、第2条第2項、組織いわゆる委員構成でございます。第2号を「条例第4条に規定する学校の長」に改めます。

ただいま申し上げましたように、生駒市立学校給食センター条例の条項を引用するものでございまして、生駒市立の小・中学校の学校長と同じ意味で、何ら趣旨の変更はございません。

次に第3号を「生駒市PTA協議会を代表する者」と改めます。従来PTAの会長や育友会の会長と規定しておりましたが、当該団体が推薦した方も委員として就任いただけるよう、改めるものでございます。

次に第4号を「学校長が選任する学校給食主任」と改めますが、これも従来の趣旨に変わりはありません。

次に、第8条の運営のところでございます。

第1項の開催回数につきまして、毎年度2回開催に改め、最低2回の開催となりますが、先ほど申し上げましたように、学校給食に係わり重要と認められる懸案が生じた場合におきましては、開催回数にかかわらず、積極的に協議会開催をお願いするなどして、対応してまいりたいと考えております。

最後に、同条第2項でございます。教育委員という表記を、解釈上も生駒市教育委員会の委員に限定するため、第2条第2項中の生駒市教育委員会（以下「委員会」という。）を引用いたしまして、委員会の委員と表記いたします。

なお、この改正後の新しい規則は、平成23年4月1日から施行いたします。また、現在運営協議会の委員にご就任いただいている委員につきましては、この新しい規則により、就任されていることとみなし、その任期は、改正前と同じ任期となります。

以上、生駒市立学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則の改正について、説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

○早川教育長：本日の議案について事前にお知らせしたところ、平本委員から学期ごとに開催していた会議を年2回の開催にすることは、単純に考えて回数が減るので、学校給食の運営上、問題はないのだろうかをご心配いただきました。

○平本委員：私が教師をしていた頃も、季節や節句など節目ごとにメニューを工夫したり、新しいものを取り入れたりして、魅力ある献立を考え、安全で美味しく栄養バランスも考えた給食を提供してもらっていると感じていました。

がんばってもらっているというのは感じているのですが、会議の回数が3回から2回へ減るとするのは、少ない機会の中で子どもの現状や給食のあり方も含めて、十分議論されているのか、運営に影響は出ないのかなど、心配な面があります。

○平尾所長：先ほどご説明いたしましたように、規定上回数は減りますが、但し書きにより重要な懸案が生じた場合は会議の開催が可能です。現状では委員さんが他の会議の委員を兼ねておられることがあり、多忙を極め日程調整が難しいという問題がございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○早川教育長：給食に関しては運営協議会のほかに、学校給食主任会議があるのですが、そちらの会議の内容と開催頻度はどのくらいでしたか。

○平尾所長：学校給食主任会議は毎月開催しております。各学校の給食主任が集まり、献立に対する子どもの反応や先生方の意見を伺いながら情報収集するとともに、子どもにとって栄養があって食べやすいものという観点から自由に意見交換をする場となっております。

運営協議会は、主任会ほど現場に近い視点を持ったものではなく、現状では安全面や衛生面について食器や食材の検査結果を報告するなど、運営全般についての報告が主となっております。

○村田委員：安全面や衛生面の検査結果を報告する場ということですが、専門的な会議になるのではないですか。専門知識を持った方は何人ぐらいおられるのですか。

○平尾所長：現在11名です。その中には医師会の代表や郡山保健所長も入っておられますので、検査結果に問題がなくても留意すべきことや最新の情報等も交えて、専門的な見地からご参加いただいております。

○早川教育長：先日、県教委が行った運動能力調査の結果が新聞に掲載されましたが、昨年初めて幼児も対象に実施され、本市からも1園が参加しました。

幼稚園と保育所から29施設を抽出し、5才児が対象となったのですが、幼児段階でもほとんどが全国標準を下回る結果が出たそうです。ご承知のように全国と比べて奈良県は、小・中学校ともに低い結果が出ているのですが、幼児の頃から低いというのはショックです。

いろいろ分析をした結果、体力や運動能力が低い要因の一つに食が細いということが関係しているのではないかとの見方がでてきました。幼稚園ではお弁当を持ってきてもらっていますが、偏っているとか食べ残すとか量が少ないなど、何らかの課題があるかもしれません。そういう点では、家庭への啓蒙も必要ですが、何よりも子ども自身が「おなかがすいた。食べたい」と思うことが大切だと思います。

生駒市では小学校だけでなく中学校も給食ですが、給食は公平に食を供することができるので、こういう視点からも給食の重要性を考えさせられます。

○平尾所長：給食を提供する側としても、子どもたちに美味しく食べてもらえるように、食べやすさについては考えるところがあります。センターには管理栄養士が3人いて、毎日は無理ですが、できるだけ学校へ出向いて食べることの大切さを伝えています。

○早川教育長：栄養士が学校へ出向いて児童・生徒に具体的な指導をしているという話

がりましたが、私は事務局の長として、給食センターからいろいろな取組みについて報告を受けますし、年度末や年度初めには必ずセンターを訪れ職員さんに話をする機会がありますので、それ以外にもセンターの中でいろいろ考えて工夫してもらっていると感じます。

また、給食に求められるものとして、戦後は空腹を満たすということがありましたが、現在は栄養バランスを考えて供給しなければなりません。市では職員の削減に取り組んでおり、給食センターも例外ではありませんので、臨時職員を雇用して対応していますが、限られた職員で1万食を超える給食を提供しています。

せっかくの機会ですので、給食センターの取組みのひとつとして試食会についても説明してはどうですか。

○平尾所長：試食会は、PRはもちろんしておりますが、定期的に催しているものではなく、希望される日の10日前までに申し込んでもらい、実施しています。

当日は試食していただくほか、子どもの数、設備面、衛生面、安全面等、センターの内容や規模等も併せて説明し、学校給食についてご理解いただけるよう努めているところです。

○早川教育長：ほかにも材料を選定するための会議もあり、多方面からより良いものを提供していく努力を重ねています。

○平本委員：毎月の行事予定に載っている物資選定委員会のことですか。この会議についても説明してもらえますか。

○平尾所長：向こう1ヶ月の食材を選定する委員会で、価格、見栄え、視覚、味覚などいろいろな方面から検討するものです。小・中学校長のほかPTAの代表が2人と、学級主任1人の計5人で選定していただき、味覚や視覚も考慮しながら、月額の給食費内で収まるもので、体に良く美味しいものを選定していただいております。

○村田委員：子どもから、新年が明けてから給食にお餅がでたという話を聞きました。お雑煮の中にお餅が入っていて、お餅にきな粉をつけて食べることもできるようになっていたと言っていました。保護者の立場からも、いろいろ工夫してもらっていてありがたいと感じます。

○中井委員長：生駒市は小・中学校で給食がありますが、他の市町村についてはどうなっているのか、分かる範囲でかまわないので、教えていただけますか。

○平田副所長：近隣で申し上げますと、大和郡山市は小学校のみ給食がありまして、センター方式で運営されています。センターは2箇所ございます。

また、奈良市では小学校のみの給食ですが、単独校方式となっています。ただ、奈良市は数年前に都祁村、月ヶ瀬村が合併しまして、この地域では以前から小・中学校にセンター方式で給食を実施していたことから、現在もこの地域についてはセンター方式を続けているとのことでした。

○平本委員：昨年度に給食費を値上げしましたが、その後どうかということと、給食費の未納についても状況を報告してください。

○平尾所長：未納状況については、平成21年度ベースで25万8千円です。未納率のパーセンテージで言いますと、全国の平均の10分の1程度で低いものです。

値上げをしたので、質の向上に取り組んでいかなければならないということは自覚しておりますし、センターでは特に意見は聞いておりません。

○中井委員長：給食費を子ども手当ての中から天引きするようなことも報道されていたように思いますが、生駒市ではどうですか。

○大津輪部長：県下でも南の方では100万円単位で未納があり、法的措置をとって徴収するような話が出ていましたが、生駒市では平成18年度分は完納となり、平成19年度分は数千円若しくは数万円程度の未納がありますが、いずれ完納になるだろうとの見通しを立てております。

子ども手当てについては、国としてどうするかという話で、そういう方向で進んでいるようですが、強制的には徴収できないということがあるようですので、合意をとった上で天引きするという方法が制度としてできるのかもしれない。

また値上げ後の保護者からの反応ですが、個人的に聞いているものとしては、中学校では以前より量が増えたとか、小学校では品数が増えたなど、よい評価をいただいております。

○村田委員：私の周りでも保護者からの評価は良いと思います。

○中井委員長：せっかくの機会ですので、センターのブロック方式について、概要を報告してください。

○平尾所長：検討委員会からの答申ということでご報告させていただきますが、ハード面については、実現可能な方向性として3ブロック方式をご提言いただきました。立地的には北・中・南で調整し、各ブロックで1日約4,500食を作れるようなものになるかと思いますが、ブロック方式が完全実施されるまでは、約5,000食は賄えるような設備が必要かと思っております。

ソフト面では、食育の体制整備と伝統・文化・風土を重んじながら食物アレルギーへ

の対応や地産地消の推進などについての答申をいただいております。

○中井委員長：3ブロックというのは、具体的には2時間以内の喫食の実現や、また何か問題が生じた際に2箇所以上の施設があれば対応できるという思いも含めてだと思えますが、今後の計画といたしますか、見通しはどうですか。

○大津輪部長：給食センターの整備には、小・中学校の耐震化の完了を待って着手したいと考えておりました。現在、答申に基づき事務的に基本計画を策定し、ほぼ固まってきたところですが、今後、外部委員を入れて委員会を組織し、基本計画を形にしていく作業に入ろうかというところですが、検討委員会を立ち上げ、新年度から検討を開始し、場所の問題や2時間喫食の対応などを考えていきたいと考えております。

○中井委員長：先日、行事で市長と一緒にあったときに、今年が市制40周年を迎え、学校施設の耐震化の仕上げの年でもあると言われていました。給食センターの整備も滞りのないよう進めてもらいたいと思えます。

また最近では、以前ほど話題になりませんが、食育についても論議を忘れることなく、学校給食をより良いものにしてもらいたいと思えます。

議案の規則改正については、会議の回数が減るということで心配もありましたが、いろいろな会議があり、それぞれご説明いただきましたので、多方面から検討して運営されていることが良くわかりました。私たちの理解も深められたと思えます。

他に何かありませんか。

それでは、日程第4、議案第1号、生駒市立学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第4、議案第1号、生駒市立学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：本日の審議事項は以上でございますが、ほかに何かございませんか。

○井上課長：教育指導課から学校図書館司書の派遣についてご報告いたします。

現在、全ての小中学校には司書教諭資格を持った教員が配置されており、図書館の担当をしておりますが、第1の職務は授業でございますので、空き時間には授業の準備や児童・生徒の個別の指導などにあてております。そのため図書館担当の教員といえども、図書館の整備に十分な時間を割くことができないのが実状でございます。

本市では伝え合う力育成事業の一環といたしまして、学校図書館司書を現在6小学校



に週1日ずつ配置しておりますが、来年度からすべての小・中学校へ拡大する予定でございます。

学校図書館司書の派遣につきましては、次のような成果が報告されております。

「安心して図書館を常時開館することができた」「児童に本選びのアドバイスや絵本の読み聞かせをしてもらえた」「本の登録作業や修理作業、蔵書の充実のほか新着本を早く児童に読んでもらえるようになった」「本がどこにあるかよくわかるようにカードをつけるなど児童の読書意欲を高める努力をしてくれた」「子どもの読書相談にのり、こんな本が読みたいというリクエストにもすぐ応えてくれた」「図書館整理に来ていただくスクールボランティアにも専門的な知識を基にアドバイスをしていただけるので、スクールボランティア配置の効果も高まった」等でございます。

また、貸し出し冊数も増加していると報告を受けており、平成21年度に配置した3小学校の合計が54,000冊から57,500冊となり、約7%増加しておる状態でございます。

子どもたちにとっての読書の有用性というまでもございませぬし、全国学力調査の結果分析でも学校図書館の活用度の高い学校ほど、学力の向上が著しいことが明らかになっております。また、何より他人を思いやる気持ちが希薄になってきている現状で、人生経験の少ない子どもたちが、読書によって様々な生き方、あり方に触れることに重要な意義があると考えております。

現在、図書会館の方と、図書館司書の有資格者で経験のある方を対象に人選を進めておりまして、現在の2名に加え新たに5名採用し、7名の学校図書館司書の巡回によって来年度は、すべての小中学校に週1回配置をし、先ほど申し上げましたような効果を市内全ての学校に拡大させて参りたいと考えております。以上でございます。

○中井委員長：この事業は図書会館との協力により実施しているものですが、図書会館長、いかがですか。

○生田会館長：生駒市子ども読書活動推進実践会議の委員さんからも良い感想をいただいております。学校長や教職員の方が学校図書館司書の派遣によって、学校が非常に変わったと言っておられるようで、図書館としても非常に嬉しく思っております。今後、司書の方と連携を取りながら、より充実した学校図書館の運営に協力したいと思います。

○中井委員長：各学校で本に親しむために、読書の時間を設けられていると思いますが、ご説明いただけますか。

○井上課長：読書タイムと申しまして、始業前に10分間程度ですが、読書の習慣をつけようということで、ほぼ全ての学校で取組んでいただいております。読書への意欲付けに効果があり、読書タイムで読んだ本の続きを昼休みに読みたいと思う子どももいるようで、今後も続けていきたいと考えております。読書のきっかけ作りに役立っていると思います。

○中井委員長：こういった取組や各関係機関との連携によって非常に効果が上がると思っていますので、今後も期待しています。よろしくお願ひします。

それから、全国的にインフルエンザが流行しているようですが、生駒市ではどうですか。

○峯島課長：昨年は新型インフルエンザが猛威を振るいましたが、今年は今のところ学級閉鎖の状況は例年並みかと思ひます。12月はほとんどなかったのですが、1月に入って増えてまいりまして、今日現在14クラスの学級閉鎖があり、小学校9クラス、中学校2クラス、幼稚園3クラスとなっております。

県教委では、昨年、新型インフルエンザの影響で学級閉鎖等についての基準を作りましたが、今年度から少し変えておひります。

まず、昨年度は発症から7日を経過するまで出席停止だったのですが、この基準を12月で廃止し、解熱後2日間までと変更されました。ただし、タミフル等インフルエンザ用の薬を服用している場合は、その間も出席停止となっております。一定の期間はあるものの基準としてはややゆるくなったと思ひます。

また、奈良県だけではないようですが、流行開始前、流行開始期、注意報期という3つの期間を設け、流行開始期につきましては、新基準として学級閉鎖の検討基準となる人数を打ち出されています。

具体的には、奈良県では1月12日から流行開始期と発表され、新基準では同一学級で7日以内に3名以上インフルエンザと診断された場合、学級閉鎖を決める検討を行うとなっております。検討ということですので必ず3人ということではなく、学校長、養護教諭と学校医が相談して学級閉鎖の判断をするよう、今日も指示をしたところで、見守ってまいりたいと思ひておひります。

現在、平年並みですが大きく変動した場合はその都度お知らせさせていただきます。

○早川教育長：来年度の事業に向けての補足ですが、図書館司書派遣の拡充や小学校の少人数学級編制など、生駒市は教育予算に手厚いと思ひておひります。

少人数学級編制ですが、民主党政権になりまして、おそらく小学校1年生の35人学級はほぼ確定であろうかと思ひますが、2年生については難しいようです。しかし生駒市では、現在、予算は市長査定前ですが、国の政策にかかわらず、小学校1年生の30人学級は堅持されますし、2年生は35人学級とすることを決めておひります。国の政策いかんによって市費講師の数が変わってきますが、予算は確保するというところで、実施してまいります。

○中井委員長：少人数学級をさらに進めていくことは、前々から希望していたことなので、厳しい経済情勢の中で教育予算を確保し実施できる見通しがついたことは、大変嬉しく思ひます。

ほかにございませんか。

それでは、本日はこれにて閉会します。

~~~~~

午後4時30分 閉会